

計議第301号議案
産業廃棄物処理施設（中間処理施設）の
敷地の位置について

〔建築基準法第51条ただし書の規定に基づく付議〕

令和元年11月
京都市

都市計画審議会での審議について

【建築基準法第51条】

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

【建築基準法第51条ただし書】

特定行政庁が都市計画審議会（中略）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において、新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

政令：建築基準法施行令第130条の2の3第3号

本件は、産業廃棄物処理施設を増築するに当たり、その敷地の位置が、都市計画上支障がないか審議いただくものです。

計画敷地の位置(航空写真)



計画敷地の周辺施設の状況

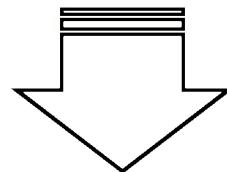


今回の計画に至った経緯

【背景】

- 既存の焼却炉は処理能力最大の稼動状態であり、受入制限を行わざるを得ない状況が続いている。
- 外国政府において実施されている廃プラスチック類等の輸入禁止措置の影響により、国内の産業廃棄物処理がひっ迫している。

※「廃プラスチック類に係る処理の円滑化について」の通知（環境省）

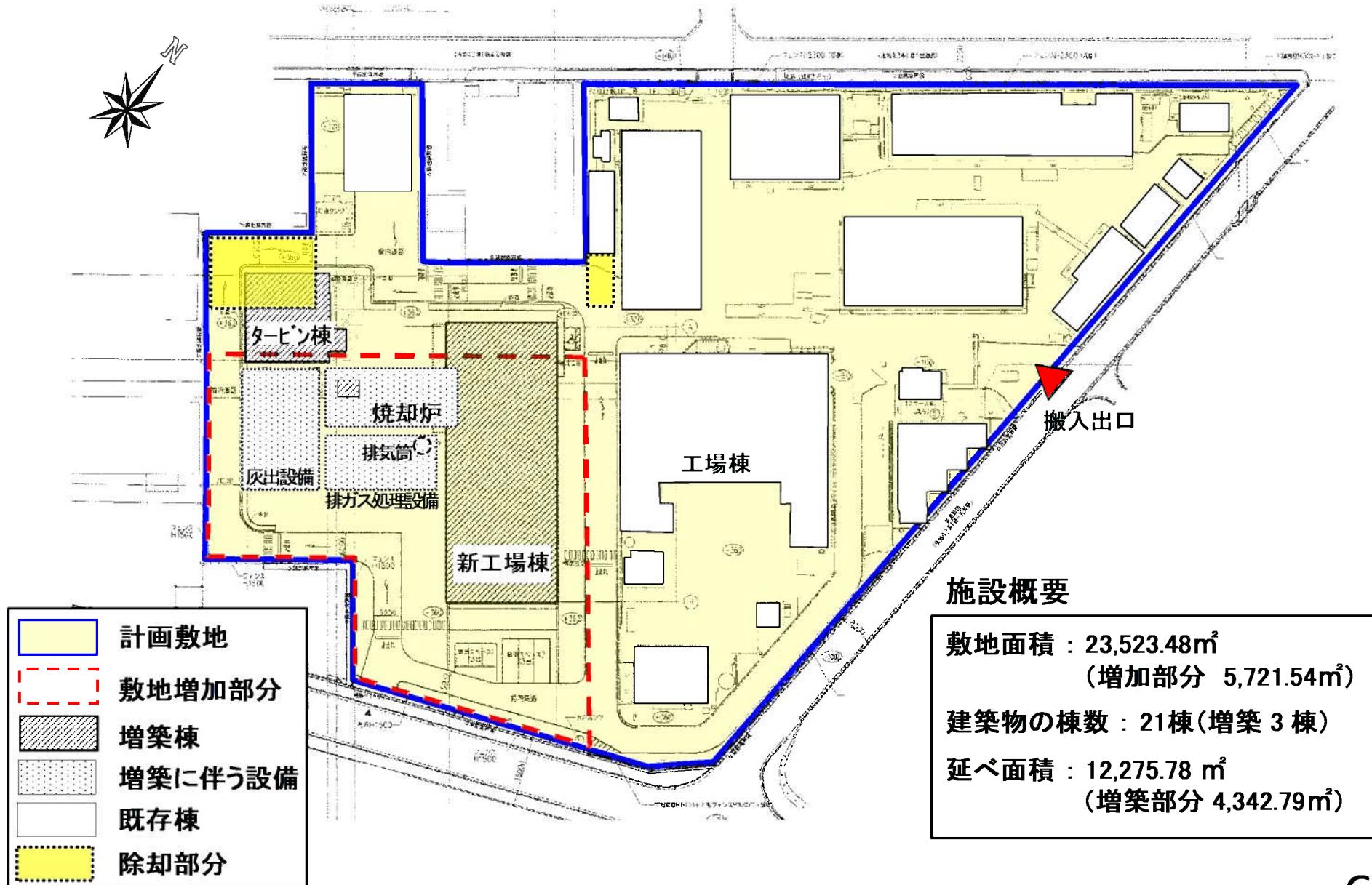


廃棄物の安定した受入と処理の実現

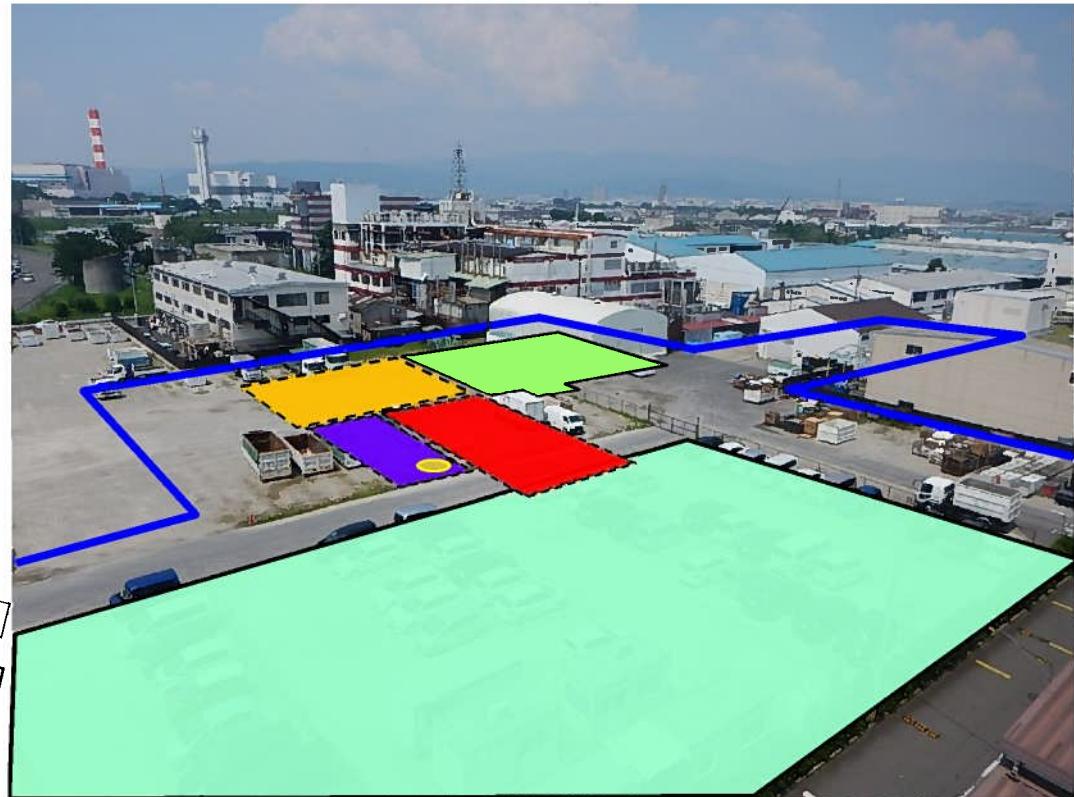
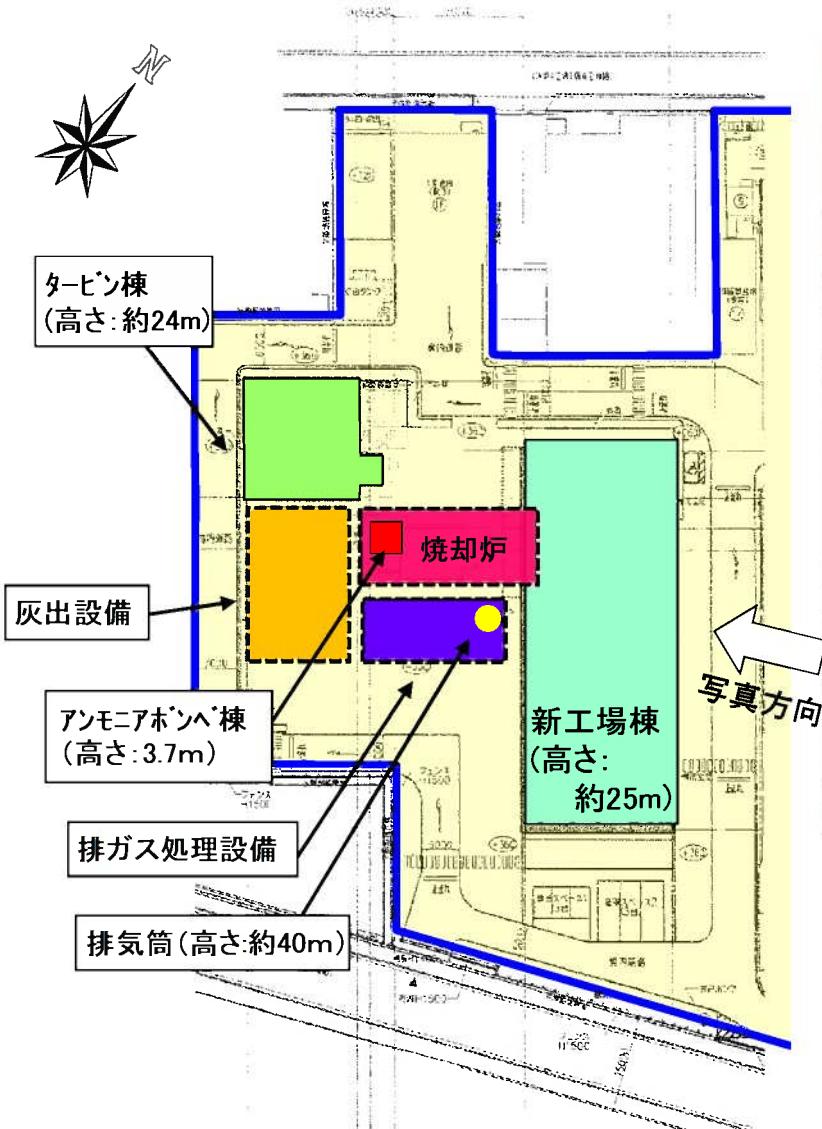
【今回計画】

事業用地を拡大し、新しい焼却炉を増設する。

今回計画の産業廃棄物処理施設の概要



増設(焼却施設)の概要



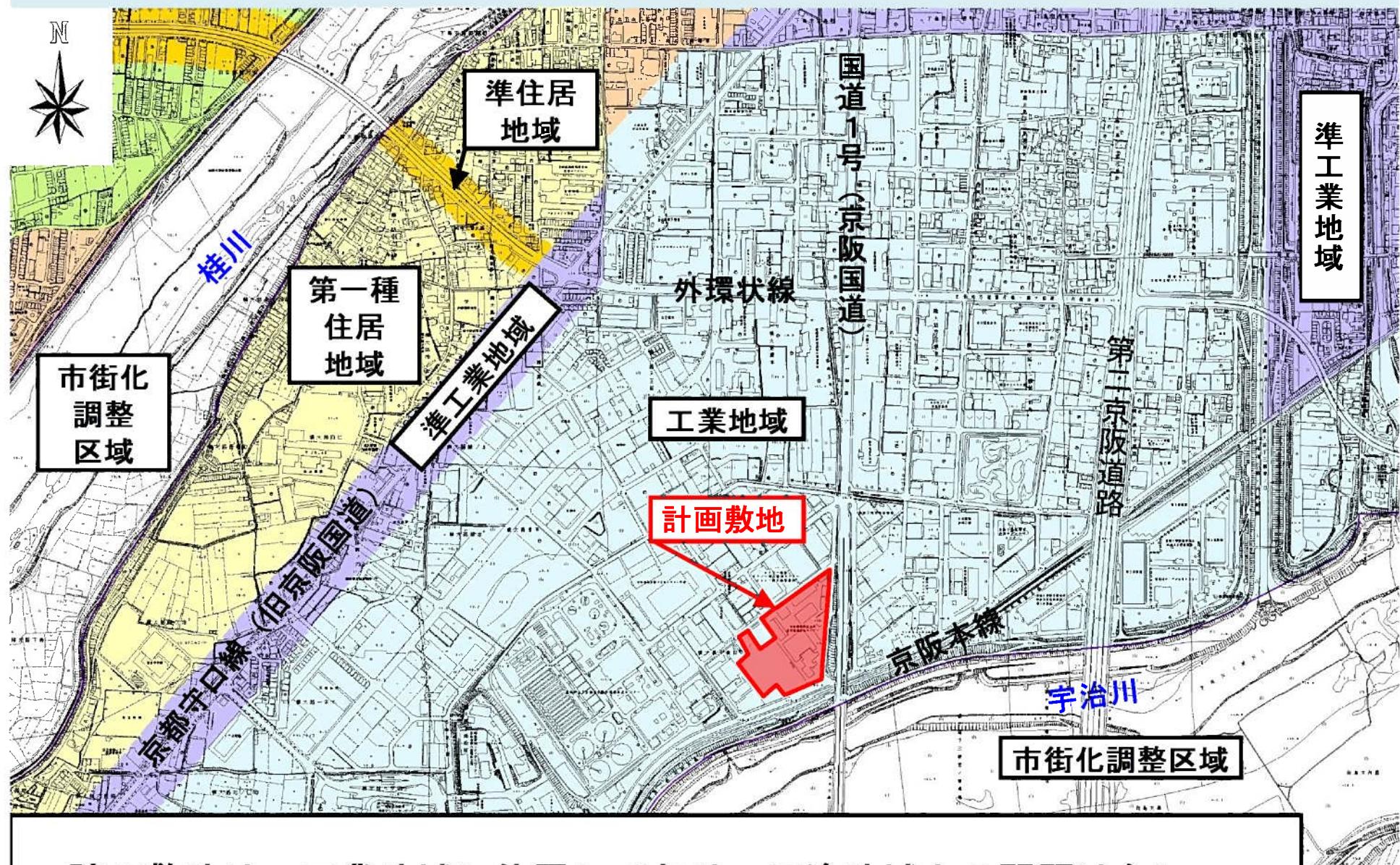
焼却施設の処理能力 : 95.0 t/日

発電能力 : 3,250kW

都市計画上の支障の有無の判断に当たっての観点

- 1 用途地域は適合しているか
- 2 まちづくりに関する方針が定められた地区にあっては、その方針に反していないか
- 3 周囲の生活環境に多大な影響を与えないか
- 4 道路交通環境に多大な影響を与えないか

1 用途地域への適合



計画敷地は、工業地域に位置しており、用途地域上の問題はない。

2 まちづくり方針への適合（伏見ルネッサンスプラン）

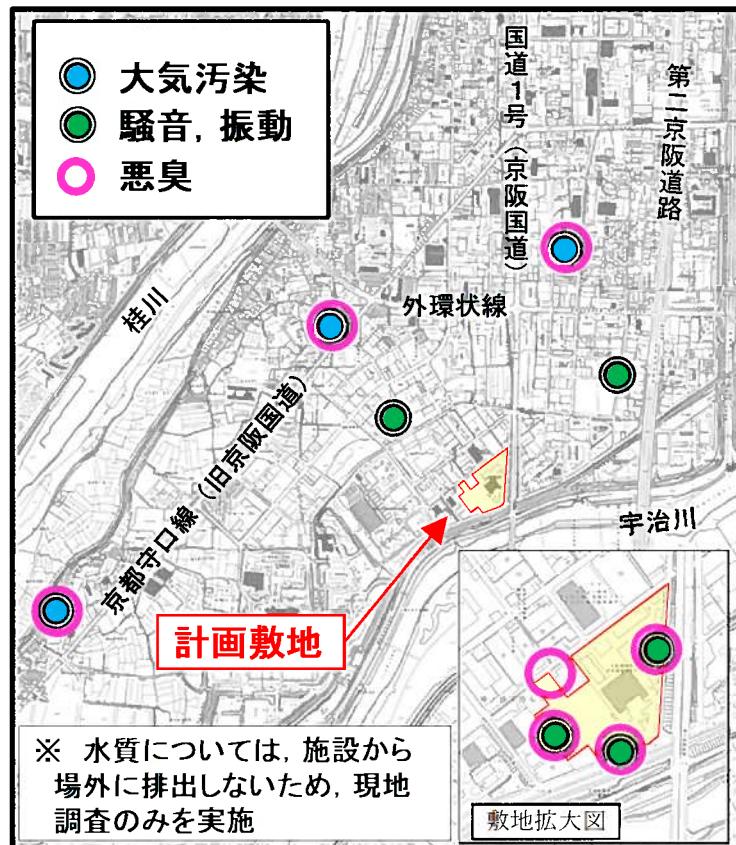


計画施設は、廃棄物の再資源化の推進に寄与するとともに、多くの施設見学を受入れ、「伏見ルネッサンスプラン」の方針に合致している。

3 周囲の生活環境への影響 (生活環境影響調査)

生活環境に対する影響調査の項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 平成18年9月）」を踏まえ、大気汚染、騒音、振動、悪臭及び水質の5項目とした。

施設稼動の影響を調査



車両走行ルートの影響を調査



3 周囲の生活環境への影響 (生活環境影響調査結果)

【生活環境影響調査】

年間を通じた気象や四季毎の大気質の状況等を踏まえつつ、処理施設の最大稼動時を想定し、影響を予測

- 大気汚染、騒音、振動及び悪臭
 - ・環境保全目標を満たす。
 - ・事業者の実行可能な範囲で回避、または低減が図られている。
 - 水質
 - ・雨水及び生活排水以外は場外へ排出しないことから、周辺の水質に与える影響はない。
- 【評価の基準となる関係法令等】
大気汚染：環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法
騒音：環境基本法、騒音規制法
振動：振動規制法
悪臭：悪臭防止法、京都市悪臭防止対策指導要綱

【専門家からの意見聴取】

○京都市廃棄物処理施設設置等検討会議
・令和元年6月25日開催
(施設予定地、現工場の現場視察)

- ・調査結果及び対策は妥当である。
- ・事業計画に沿って施設設置を行うことに特段の問題はない。

との見解をいただいた。

【意見を聴取した専門家】

「騒音・振動」の専門家1名
「大気質」の専門家1名
「土壤」の専門家1名
「環境法」の専門家1名
「水質汚濁」の専門家1名
「廃棄物処理」の専門家2名
「悪臭」の専門家1名
合計8名

生活環境の保全上の支障が生ずる恐れがないこと、及び必要な措置が講じられていることを確認。

3 周囲の生活環境への影響（生活環境影響調査）

○施設設置に係る本市のチェック

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、以下の項目を実施する。

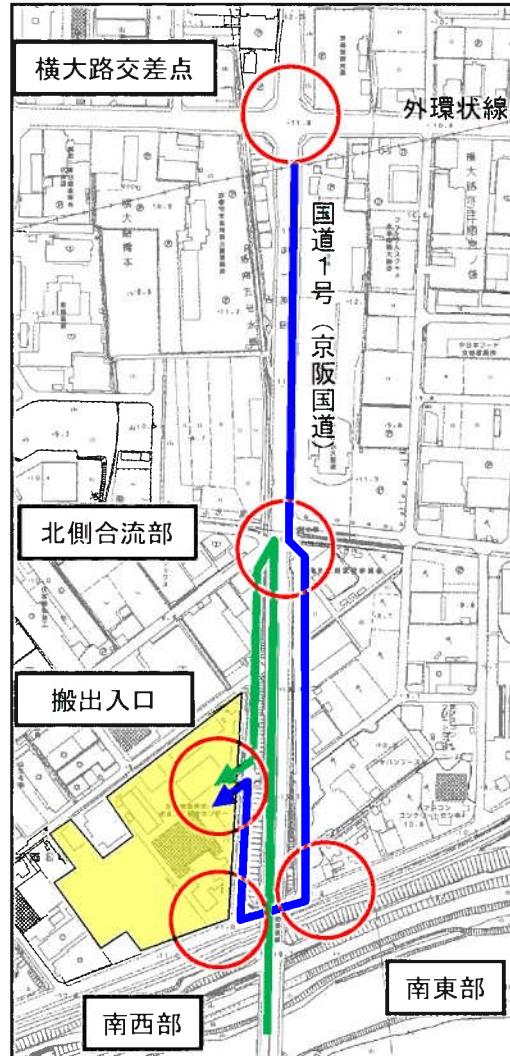
【施設稼動前】

- ・使用前検査

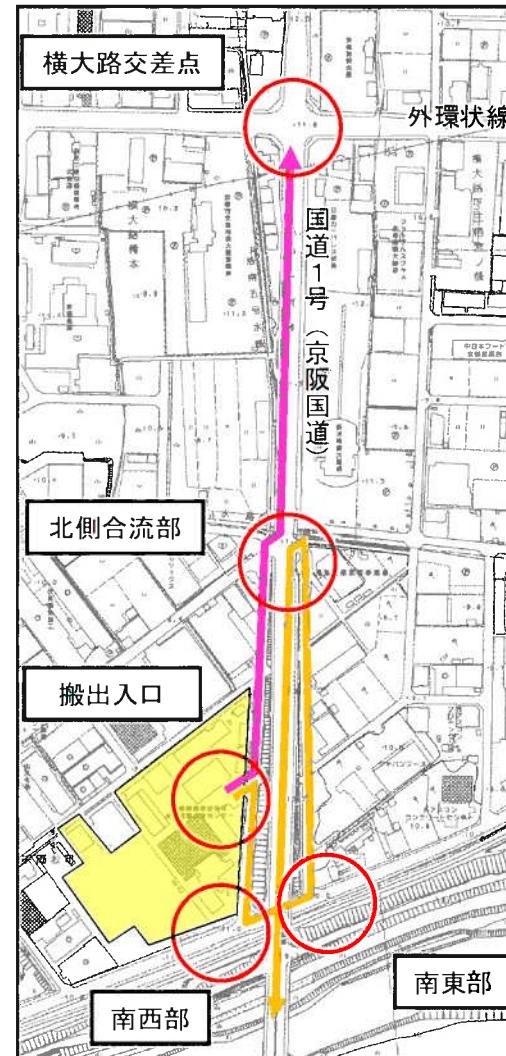
【施設稼動後】

- ・排ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類等の行政検査
- ・定期的な立入検査
- ・年間処理実績の確認 等

4 道路交通環境への影響 (道路交通に対する影響調査)



搬入ルート



搬出ルート

運行ルート

国道1号を経由するルートに限定する。

周辺の交通状況の把握

H30. 4. 26-27

- ・24時間交通量調査実施
- ・施設利用車両の実態調査

○ 調査実施箇所

4 道路交通環境への影響 (道路交通に対する影響調査の結果)

既存施設の発生交通量の実績（H29年度），及び増設する焼却炉の計画搬入量をもとに，発生交通量の検討を行った。

項目	既存施設 (H29年度実績)	増設する焼却炉 (計画)
年間搬入量	57,238 t/年	※37,440 t/年
年間搬入台数	52,226 台/年	34,037 台/年
1台あたりの積載量	1.1 t/台	1.1 t/台
1日あたり年最大搬出入台数	302 台/日	192 台/日

※汚泥を乾燥後に焼却処理することを考慮している。

既存施設の1日あたり年最大搬出入台数の302台/日に，増設後の増加台数1日あたり年最大搬出入台数の192台/日を加えた494台/日を供用後の1日あたり年最大搬出入台数とし，道路交通に対する影響の評価を行った。

4 道路交通環境への影響 (道路交通に対する影響調査の結果)

焼却炉増設に伴う道路交通への影響の評価

1. 単路部の評価
2. 信号交差点の評価
3. 信号機のない交差点の評価



交通量がピークとなる時間帯において、上記1～3に関し、現況及び供用後の指標を算定したところ、指標の変化は軽微であった。



4 道路交通環境への影響 (道路交通に対する影響調査の結果)

○搬出に伴う影響低減対策（北側合流部）



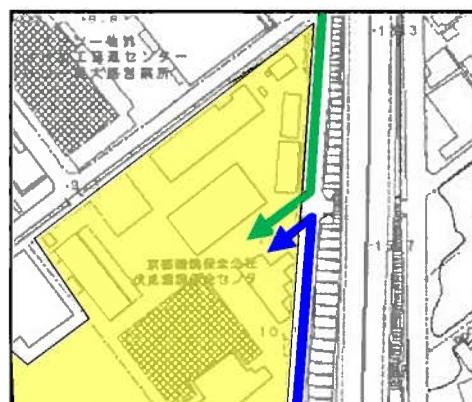
ア 南行き

北側の横大路交差点における信号処理により、国道1号の車両が途切れた間に、側道からスムーズに進入しており、待ち行列の発生は見られない。

イ 北行き

施設入口から北側合流部を監視するカメラを設け、車両の著しい滞留が確認できた場合には、北行きの出庫車両を施設内に待機させる。

○搬入に伴う影響低減対策（施設内）



搬入車両の施設外への滞留対策

- ・計量器の増設（受付、出庫用）

繁忙期などの混雑時における対策

- ・計量器の受付優先での運用
- ・受付前車両の施設内待機入場の実施
- ・待機場所での荷物確認の実施

道路交通への影響が軽微であること、必要な措置が講じられていることを確認